

## 一般社団法人日本小児神経学会 ガイドライン統括委員会細則

### 第1条 委員会の目的

日本小児神経学会 ガイドライン統括委員会（以下、「本委員会」という）は、エビデンスに基づいた小児神経疾患の診療ガイドラインを策定し、標準化された診療情報を提供することを目的とする。そのための診療ガイドライン対象疾患の選定、策定ワーキンググループ（WG）の設置、WGの統括、さらに、策定各ガイドライン間の整合性を確保する。策定したガイドラインは適宜改訂を行う。

### 第2条 委員の任期

本委員会の委員長及び委員の任期は1期4年とする。やむを得ない場合に限り2期までとする。各ガイドライン策定/改訂WG及びシステムティックレビュー小委員会の委員長と委員の任期も同様とする。ただし、ガイドライン策定/改訂WGならびにシステムティックレビュー小委員会の委員長と委員は、ガイドライン策定/改訂やシステムティックレビュー作業終了まで任期を延長できるものとする。

### 第3条 定員

定員は20名（アドバイザーを除く）以下とし、委員長が希望調査結果も踏まえて委員を推薦し、理事長が委嘱する。

### 第4条 策定/改訂WGの設置

本委員会は、策定/改訂WG委員長を選び、理事長の承認を得る。また、策定/改訂WG委員長と協議して策定/改訂WG委員の人選を希望調査結果も踏まえて行い、理事長の承認を得る。策定/改訂WG委員は、本学会員の中から選出することを原則とするが、専門性等に鑑み本学会員以外から委員を加える場合には、理事会の承認を得る。選出された策定/改訂WG委員名は、理事会で報告する。

### 第5条 他学会とのガイドライン共同策定

（1）本学会が選定した診療ガイドラインを、他学会・研究班と共同で策定する場合は、理事会の承認を得る。（2）他学会のガイドライン委員会・研究班からガイドラインの共同策定の依頼があった場合には、担当するガイドラインの項目や策定委員などについて、本委員会で審議し、理事会の承認を得る。

### 第6条 公的研究班で策定されたガイドラインについて

班会議作成のガイドラインの承認の要請に対し、学会承認の手続きを行う。学会承認には、本学会員による査読、統括委員会による審議、理事会への報告の手続きを含む。

## 第7条 ガイドラインの発刊

策定/改訂したガイドラインを発刊する場合は、理事会の承認を得る。

平成 27 年 8 月 17 日	制定
令和 2 年 1 月 13 日	変更
令和 3 年 7 月 5 日	変更
令和 6 年 5 月 26 日	変更